

# 『多満自慢石川酒造文書』第一卷について

多 仁 照 廣

本年一〇月、『多満自慢石川酒造文書』と題して、熊川の石川酒造に伝来される文書を編み、その第一巻を刊行した。その編集責任を担った関係で、その概要を本誌に寄稿してほしいとの市史編さん室からのもとめにより、編纂の目的・経過・主な内容・今後の方針について報告する。

私が最初に石川家を訪ねたのは、昭和五七年一二月二日であった。そのキッカケは、同じ年の九月、熊谷辰治郎研究会の一員として、羽村の魚観荘に、「万年青年会」の方々のお話を聞く会が催されたことにある。

万年青年会は、戦前に西多摩郡青年団の指導的な役割を果たした青年達の集りで、彼等を指導されたのが、日本青年館の熊谷辰治郎先生であった。熊谷辰治郎先生は、岩手県の小学校教員から、皇居内に設けられた社会教育研究所を経て日本青年館に入り、青年団運動の指導的役割を果たした

人であった。また、柳田国男や小野武夫等の民俗学・農村社会学の学者と共に活動し、日本村落社会学会の創設に尽力され、中里介山の西隣村塾の経営にもアドバイスされた。この熊谷辰治郎先生の全集（勳草書房刊）を刊行する作業の一環として、万年青年会の調査を行った。その際、この会の中心人物であり、西多摩郡青年団の団長であった先代の石川弥八郎氏のところに関係史料があることを承り、一二月に石川家を研究会で訪ねた。その折、調査した蔵とは別の蔵に、江戸時代の文書があることを知らされた。

昭和五八年六月二六日、再び石川家を訪ね、蔵の中の文書を一見し、大量の文書のあることがわかった。この時、当主の弥八郎氏より、石川酒造はその起源も明確でないの、貴重な文書を形にすることの御依頼を受けたのが、そもその始まりであった。

その年の一二月に文書整理の準備に着手し、翌五九年正月より、整理と文書集編纂の作業を開始した。

編纂の時間をなるべく短く、人手も多く懸からないようにするため、整理と編集の作業は夏過ぎより同時併行して進められた。また、日記類が豊富なため、文書集の柱を日記とし、重要な他の文書を織り込む編年体とする方針をたて、収載する文書の選定と複写をした。複写の済んだ文書から解説に取り懸かってから約一年経った昭和六〇年五月、解説に取り懸かってから約一年経った昭和六〇年五月、印刷所に原稿を渡しはじめ、七月末には写真を除き全ての原稿を入れ終えた。六月から校正に着手し、漸く一〇月上旬に校了した。同月下旬、印刷製本を終え、発行所を霞出版社として『多摩自慢石川酒造文書』第一巻が出版されたのである。

第一巻には、寛永二十一年（一六四四）より、文政四年（一八二二）までの文書六九点を収載した。収載した文書は以下の如くである。

- 一 寛永二十一年 小春 普濟寺乾龍和尚の石川衛門丞の孝徳を讃える文
- 二 明暦二年閏四月 熊川村・二ノ宮村境に付手形写
- 三 貞享四年七月 武蔵野入会秣場争論裁許写
- 四 正徳六年三月 宮沢村・上河原村畑論裁許絵図裏書

書

- 五 享保七年七月 熊川村・高月村川獵入会証文
- 六 享保七年八月 拜嶋村・熊川村鮎獵場入会証文
- 七 享保一二年二月 草花村・熊川村河原芝居境証文
- 八 元文四年一二月 玉川通船新堀に付相對証文
- 九 寛延元年一〇月 熊川村・草花村鮎獵場会川証文写
- 一〇 宝暦七年一二月 中野犬養育貸附金請取書
- 一一 宝暦九年三月 鮎不獵に付御貸付金借用願書
- 一二 宝暦一〇年九月 御料所巡見使一件覚書
- 一三 宝暦一〇年 熊川村村方明細帳
- 一四 宝暦一二年閏四月 高月村・熊川村入会玉川・秋川川原芝錢場に付答書
- 一五 宝暦一二年七月 日光橋修復に付願書
- 一六 宝暦一三年三月 玉川・秋川芝地上納永村々請書
- 一七 宝暦一三年七月 尾州様御用鮎春不獵に付願書
- 一八 宝暦一三年一〇月 二ノ宮堰御入用に付答書
- 一九 宝暦一三年一〇月 尾州様御用鮎免除入馬差出に付覚
- 二〇 宝暦一四年二月 朝鮮通信使来朝帰国御用中日記
- 二一 明和七年六月 鈴法寺托鉢留場証文
- 二二 明和七年一二月 小川村熊野権現社木伐払証文
- 二三 安永三年二月 名主跡役御勤に付入置証文
- 二四 安永三年九月 質地証文
- 二五 安永五年四月 日光御社參御用勤役日記
- 二六 安永五年一二月 質地証文

三	安永六年六月	大水雨違作に付夏成上納延日願書	三	寛政二年五月	御伝馬代り尾州様御菜方一件
二	天明元年九月	御鷹場御用人馬賃錢に付砂川陣屋 へ差出書付	二	寛政二年正月	村内様子取調書
一	天明元年一〇月	内藤新宿口錢願一件書留	一	寛政二年一〇月	名主跡役亀三良被仰付候様願書
〇	天明二年九月	御用御鮎世話役起立答書	〇	文化二年八月	尾州様鮎上納方に付請書
三	天明二年霜月	百姓牛浜長七跡式相統に付証文	三	文化四年七月	尾州様御鷹場法度小前連印帳
二	天明四年正月	公私附込之日記	二	文化七年二月	真福寺祠堂金借用証文
一	天明四年	公私日庸記	一	文化八年八月	九ヶ村用水水引取一件内済証文
〇	天明四年六月	公私附込之日記	〇	文化一五年三月	五ヶ村組合用水割合議定書
三	天明四年七月	玉川鮎御用中日記	三	文政元年五月	羽村御出役荷物継立場請書
二	天明四年仲秋	公私日庸記	二	文政元年九月	日記
一	天明四年	奉公稼に付養母宗門帳面差加え頼 証文	一	文政二年七月	日記扣之帳
〇	天明五年	日記	〇	文政二年二月	日記扣
三	天明八年三月	五人組御仕置帳・巡見使通行御願 筋等取締村議定	三	文政三年正月	日記扣
二	天明八年八月	御救貯穀小前帳	二	文政三年六月	日記扣
一	寛政元年三月	村方郷例掟連判帳	一	文政三年八月	日記扣
〇	寛政四年三月	五人組御仕置並郷例連判帳	〇	文政三年二月	日記扣
三	寛政五年二月	博突並賭之諸勝負取締一札	三	文政四年正月	日記扣
二	寛政六年六月	御鷹場地人足立会勘定に付請書	二	文政四年六月	日記扣
一	寛政一〇年二月	御鷹場御用人馬御免許鮎上納村々 取極御伺書	一	文政四年七月	上水浚一件手控 忝番
			〇	文政四年九月	日記扣
			三	文政四年一〇月	日記帳

究 文政四年一〇月 早損書上扣

この外に、図版の内、主要なもの掲げる。

(図版1) 正徳六年三月 宮沢村・上河原村畑論裁許

絵図

(図版2) 享保一九年七月 武劬多摩郡拜鳥領熊川村御

料御私領入合見合絵図

(図版4) 宝暦一一年一〇月 多摩郡熊川村河原絵図

(図版15) 天明八年四月 御料所巡見使へ提出した熊

川村絵図

石川酒造文書以外にも、文政四年「尾張殿御鷹場御境枕之図」(東大和市内野家所蔵)なども載せている。

収載文書の一覧を見てもわかるように、第一巻の史料の特色は、名主の文書であるので、地域の細かな史実が明らかにされることの外に、多摩全郡に係わる広域的、かつ江戸ないし幕府に関係する文書が含まれていることにある。以下そのいくつかを簡単に紹介する。

まず、八の元文四年の玉川通船新堀に付相對証文は、玉川に通船のための新堀開鑿を江戸の町人が計画した際の、用地買収に伴う補償契約書である。この通船新堀は、武蔵野の村々が反対して工事は出来なかったのだが、玉川附古村と武蔵野の村々では、新堀開鑿に対して異った考えがあったことが窺え、明治三年の上水通船を考察する上でも考慮すべき史料である。

三〇の宝暦一四年「朝鮮通信使来朝帰国御用中日記」は、朝鮮通信使の来朝に際して、朝鮮人御用会所の命により、石川輝重郎・宗十郎の兄弟が、品川の沢庵和尚創建の東海禪寺塔頭高源院において、使節一行の賄いを勤めた折の御用中日記である。なお、日記中に、書記の「浪翁」より手跡を貰ったとの記事があったため、蔵の中を再調査したところ、二幅の書が発見され、口絵に載せることが出来た。日朝交流史に新しい史料が追加されたものと考える。

三一の安永五年「日光御社参御用勤役日記」は、田沼意次がその権勢を示威した將軍家治の日光御社参の際に、石川弥八郎が、人馬方、日光矢来方に従事した時の記録で、夫役の実際を知ることができる。

元の天明元年「内藤新宿口銭一件書留」は、多摩郡・入間郡の村々と内藤新宿が、百姓稼馬の荷の口銭を内藤新宿が徴収しようとしたことをめぐって争った事件の記録である。石川弥八郎は、当初はこの事件の多摩郡の惣代ではなかったが、上草花村の忠祐が急に惣代を降りたため、代わって惣代となり、事件の経過を記録した文書である。該事件についての根本史料である。

三二の天明二年「御用御帖世話起立答書」と、三三の「天明四年「玉川鮎御用中日記」は、將軍家への御上ヶ鮎(献上鮎)の沿革とその実際を知ることのできる貴重な史料である。これによれば、將軍家への子持鮎の献上は、代官川

崎平右衛門の時、延享二年に始まり、当初は高月村と熊川村の名主がその世話役をしたことがわかる。また、その世話をする地域も、上は沢井、下は宿河原までの、多摩川水系の広範な地域に及んだ。天明四年三月一六日より一八日までの日記を見ると、鮎の上納を確保するため、是政・押立の川場を見廻り、筏やメ切・立簀などを取り払わせるなどの強い権限を世話役がもっていたことがわかる。なお、上ヶ鮎は、明治元年九月に廃止された。

三の天明四年「公私附込之日記」の記事の中に、村山の打ち毀しについての情況を知ることのできる内容がある。

張札がそこかしこに貼られ、緊迫した情勢下で、天領名主としての石川家の対応の仕方は、家財を散らばしても一揆への参加者を自分の管轄する地域からは出させないという徹底した態度で、興味あるものであろう。また、事件後の幕府の一五歳以上の者の人別調査と摘発の過程が細かに書かれていて、砂川・大神・熊川・牛浜・福生・羽村・箱根ヶ崎の村々の者で詮議を受けた者八人の名も載せている。

天明村山打ち毀しを具体的に知ることのできる史料である。

『宅の寛政一二年「村内様子取調書」』は、村方明細帳である。したがって、熊川村の概況を知るには便利な文書であり、その記事より様々な地域についてのイメージをつくることができる。一つの例として、「一 農業之間、男ハ株・

薪取、女ハ養蚕致、青梅嶋織申候」という箇条に注目して

みよう。

熊川村は「皆畑作」の村で、川獺の外は、収入の途は、農業の隙や夜なべ仕事として行う養蚕や青梅嶋の織賃が重要であった。熊川村で織られた青梅嶋は、名主の石川家を經由して八王子市の市庭商人であった小川村の森田儀左衛門家、後には中神の久次郎家によって流通機構に乗せられ、江戸大伝馬町の布袋屋などの問屋の手によって京都・大阪・仙台などへも送られた。

天明四年一二月二二日の記事を見ると、江戸へ御上ヶ鮎の件で出かけた弥八郎が、村より持参した青梅嶋が売れずに、支払いに困っている。つまり、名主が公用で出府するのに、現金だけでなく、青梅嶋を持って行き、それを現金化して費用の足しとしていたのである。この事実は、熊川村にとって、現金収入の手段として青梅嶋がもった意味を象徴していよう。

三の文化一五年「五ヶ村組合用水割合議定事」は、五ヶ村用水の利用について、その各村の利用割合を議定した文書である。五ヶ村用水は、二ノ宮堰より取り入れた。二ノ宮堰については、一六の宝暦一三年「二ノ宮堰御入用に付答書」の史料がある。この中で筏一枚に付六文宛を徴収し、年間五百枚位から取り立てていたことがわかる。

また、文政四年九月一〇日の記事により、異常渇水の時、五ヶ村用水が水不足になり、時刻による利用制限をしなけ

ればならなくなった際、野辺村の普門寺に「時の鐘」を頼んだことを知ることができる。

その外、目次の記事中には興味ある事実が尽きないが、もはや紙数も超えたので、天明五年正月二日に、遠州浜松の出身で、江戸に居た父親の看病に出席した娘が、兄に遊女に売られ、性病とせっかんに耐えかねて逃げてきたのを世話し逃がしてあげた記事があることのみを紹介しておく。

最後に、文政四年の湯水により、玉川上水の浚いを羽村陣屋より申し付けられ、これに反対して御普請方御役所へ願ひ出た姿の文政四年「上水浚一件手控 貳番」中にある記事を紹介して筆を置きたい。

文政四年は、玉川は異常湯水で、御上ヶ鮎も魚数が不足したため道志川から買って上納を済ませねばならず、畑作にも甚大な被害が生じた。江戸の飲料水として重要な玉川上水も流量が減り、水行を良くするために浚いをするを上水付き村々は役所より申し付けられた。生産に重大な障害が出ている村々は、わずかな負担も回避したいと考え、いろいろな理由をつけて浚いの夫役が過重で前例にないことを訴えた。しかし、出府中の弥八郎が、念のため自家に保管されていた旧い御用留を村から取り寄せて調べたところ、寛政二・七年に、浚いの前例があることが判明した。あわてて内々で役所に相談に行き、村方の不仕末を表沙汰

にしないことにして、一転、村々は浚いを承諾し、またたく間に作業を終えてしまったのである。(四一三頁)

この事件の顛末を見ると、前例が重視される江戸時代に、名主の保管する文書の村の生活にとっての重要さと、今日それらの文書が多く残されている理由の一端を窺うことができよう。また、名主家であった石川酒造家に、今日まで多量の文書が残されていた理由にも、このことは通じるだろう。

なお、『多満自慢石川酒造文書』は、毎年一巻のペースで順次刊行する予定である。

(たに・てるひろ 税務大学校租税資料室研究調査員・  
『石川酒造文書』編者)